

令和6年度 第2回大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会
委員意見について

(令和7年3月12日(水) 午後2時～午後4時)

1 個別事案への対応に関する主な意見

○大阪府にて作成された医療機関・医療従事者向けの啓発チラシについて、福祉局のホームページにも目立つように掲載してほしい。

➡ 医療機関、医療従事者向け啓発チラシについては、大阪市ホームページ「障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて」に、大阪府へのリンク先を貼るだけでなく他の啓発チラシと同様に、チラシの画像を拡大し掲載しています。

○化学物質過敏症の方について、精神障がいのしんどさ、精神症状による生きづらさを感じる。住民とのトラブルがエスカレートするようなら、本人の同意は必要だが、障がい者基幹相談支援センターに繋ぐことも検討してほしい。

➡ 本人との関わりを継続しているものの、障がい者基幹相談支援センターとの連携については、本人同意が得られておらず、引き続き対応を進めていきます。

2 障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績について

○幼稚園・保育園の啓発チラシの再配布をお願いしたい。また、前回のチラシは、事業者・職員向けのチラシであったと思うので、利用者向けのチラシの作成も検討してほしい。

➡ 令和5年に啓発チラシを作成し、各幼稚園・保育所等へ配布を行なっているが、令和6年4月の改正法について追記するなど、チラシの一部改訂し再配布します。また、利用者向けのチラシについては、これまで使用してきた市民向けの啓発チラシを幼稚園・保育園で配ることや、相談窓口の連絡先を園に掲示するなど、利用者の目に留まる取り組みを引き続き検討していく。